

公 示 日 : 2025 年 1 月 29 日 (水)

調達管理番号 : 24a00778

国 名 : エクアドル

担 当 部 署 : 経済開発部 農業・農村開発第一グループ第三チーム

調 達 件 名 : エクアドル国チンボラソ県農村部における生計向上を通じた家族農業強化プロジェクト (ジェンダー主流化)

適用される契約約款 :

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務 (役務) が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : ジェンダー主流化
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2025 年 4 月中旬から 2025 年 5 月下旬
- (2) 業務人月 : 1.12 人月
- (3) 業務日数 :

準備業務	現地業務	整理業務
2 日	26 日	3 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2025 年 2 月 12 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。 (<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E)

[4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 2 月 21 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	農村でのジェンダー主流化（SHEP プロジェクトにおけるジェンダー主流化に係る調査・専門家の経験を高く評価する）
-----------	--

対象国及び類似地域	中南米地域及び全途上国
語学の種類	英語（スペイン語ができることが望ましい。）

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

エクアドル、チンボラソ県において、農家への SHEP アプローチの普及活動を行うことにより、農業普及サービスの実施体制の強化を図り、同県の家族農家の家計の改善に寄与することを目的とした「チンボラソ県農村部における生計向上を通じた家族農業強化プロジェクト」を 2025 年 2 月から 2029 年 1 月まで 4 年間の予定で実施する計画であり、現在、チーフアドバイザーと「研修管理／業務調整の 2 名の長期専門家の派遣手続きが進められている。

エクアドルにおいて、女性は農作業や非農作業を通じて、家計に大きく貢献しているにもかかわらず、技術改善や農業普及などの機会に恵まれないことが多い。男女の作業分担や責任を考慮し、農業の効率性と生産性を高めること、家庭における意思決定への女性の参加を促進すること、男性や地域社会のジェンダー意識を向上させることが必要である。

7. 業務の内容

- (1) 準備業務（2025 年 4 月中旬～2025 年 4 月下旬）
 - ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、エクアドル政府作成の関連報告書、国際学力調査報告書、学術論文等を参照し、エクアドル国の農業分野におけるジェンダー主流化の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力（特に SHEP プロジェクトにおけるジェンダー主流化の取り組み）の概要を把握・分析する。
 - ② JICA 経済開発部及びエクアドル事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
 - ③ ワークプラン（和文及び英文または西文）を作成し JICA 経済開発部による確認ののち提出する。併せて、エクアドル事務所にもデータを送付

する。(英文で提出された場合には、通訳による翻訳、もしくは JICA 経済開発部またはエクアドル事務所による翻訳により西文化する。)

(2) 現地業務 (2025 年 4 月下旬～5 月中旬)

- ① 現地業務開始時に、JICA エクアドル事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② プロジェクト対象地域にてインタビューを通じた現地調査を実施する。
- ③ 本プロジェクトにおける、ジェンダー主流化分野の現状と課題を関係者間に共有する。
- ④ JICA エクアドル事務所および JICA 経済開発部に現地業務結果報告 (英文) を提出し、現地業務結果を報告の上、C/P 期間に対する説明方針について打ち合わせを行う。

(3) 整理業務 (2025 年 5 月中旬～5 月下旬)

専門家業務完了報告書 (和文) を監督職員に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) ワークプラン (全体及び各現地業務期間時)

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容 (案) などを記載。

提出方法：電子データで JICA 経済開発部、JICA エクアドル事務所、C/P 機関へ提出。

(2) 現地業務結果報告書

派遣各現地業務期間終了時。英文または西文。提出部数は以下のとおり。

提出方法：電子データで JICA 経済開発部、JICA エクアドル事務所、C/P 機関へ提出。

(3) 専門家業務完了報告書 (和文 3 部)

2025 年 5 月 23 日 (金) までに提出。

現地業務期間中／国内作業期間中の業務報告書 (和文) を、JICA 経済開発部及び

エクアドル事務所に提出し、報告する。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2025 年 4 月下旬～5 月中旬を予定しています。

（現状の想定では 2025 年 4 月 21 日～5 月 16 日を予定しております）

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

JICA エクアドル事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上：あり（英語の場合）

オ) 現地日程のアレンジ：プロジェクト長期専門家及び JICA エクアドル事務所による、スケジュールアレンジ及び必要に応じて同行を行う。

カ) 執務スペースの提供：プロジェクト事務所 所の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第三チームから配付しますので、edga1@jica. go. jp 宛にご連絡ください。

- ・エクアドル国「チンボラソ県農村部における生計向上を通じた家族農業強化プロジェクト」事業事前評価表、PDM、PO
- ・エクアドル国「チンボラソ県農村部における生計向上を通じた家族農業強化プロジェクト」詳細計画策定調査報告書

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エクアドル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定

められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上